

兄弟の孝心¹

西*場所なるセタナイ²といへるは西フトロに^{さかひ}境し、東はシツキ³と境し、中に一すじのトシベツ⁴といへる川有。此場所沿海^{あり}凡^{この}五里余^{おほよそ}、川すじは昔シフトロ、山越内^{やまこしない}、セタナイ三所^{いりまじ}⁵の入接り地なりしが、此処の*小使を勤むるシテバなるは当年三十一歳、弟ヲホン^{この}は三十歳なりしが、此者等もトシベツ産にして有る故山^{ゆゑ}に^{ちやう}長じ、如何成年にても二三頭の豪熊を取獲ざる事は無りしが、又海^{うみ}辺の漁にも^{れふ}長じ別て銚^{わけ}槍に妙を得、**29ウ]挿絵30オ]** 常に海岸^いに出^あては水^あ豹、海^と獺を^と獲、生業とするが、余^よ先年カラフト行の時^{ゆき}⁶にも、搔^か送り船^{かき}⁷にてシライト^{この}⁸の手前にて一丈^{あまり}⁹余の海獺を取りしを¹⁰、其^{その}因^{ちなみ}によつて此度^{この}もまた此者^{この}をトシベツえ召連行しが、此者^{この}爺^{ちち}には早く分れて母一人今は残り居るに^{いたつ}至^{みづから}て孝養し、自^{みづから}はハンケラといへる妻をもち、ヲホンはサンノといへる^{もち}を持て家二軒^{わか}に別れていと栄えけるに、其母^{その}を此方^{こなた}彼方^{かなた}と互に迎ひ取りて孝養し、此度^{この}*公料^{なり}¹¹に成しことを悦^{よろこ}び、定^{さだめ}て¹²是よりは我等にも¹³耕

¹ この章は『竹四郎廻浦日記』(上、300—302)を踏まえている。そこには松浦が安政3年4月17日に場所の役人には秘密でシテバというアイヌの家を訪れ、シテバからアイヌの苦情を聞く場面が記されている。

² セタナイ場所は西海岸で和人地からみて、クトウとフトロに次ぐ三番目の場所であった。セタナイは明治時代に「瀬棚」と表記され、現在「せたない町」となっている。

³ 実際はフトロ(のち太櫓)はむしろセタナイの南に、シツキ(のち須築)はセタナイの北に位置している。

⁴ 現在は後志利別川(しりべしとしべつがわ)。十勝の利別川と区別するための名称。

⁵ 西海岸では海岸のフトロとセタナイの堺目がはっきりしていたが、東海岸の山越内との境目は山の内で、はっきりしないということ。

⁶ 松浦の第二の蝦夷地の旅(弘化3年、1846)のこと。

⁷ 底本は「搔送り船」。吉田版に従って「搔」と訂正。櫂(かい)で水を掻いて進ませる舟。

⁸ 現在の白糸岬。

⁹ 一丈は約三メートル。

¹⁰ この話は『再航蝦夷日誌』(弘化3年4月17日)に詳細にしるされている。(『三航蝦夷日誌』上、585)。

¹¹ 用語集「公料」参照。底本は「公料」の前に「公」に対する尊敬を現わす欠字あり。「此度」は安政二年(1855)。

¹² 前文とここからの文章の間には飛躍がある。「定て」から「其の地は何処何処ぞ」まで、またそのすぐ後の「又此の場所には」から「^{ドコ}好な酒をその間留め呉る」までの部分は母の言葉で、彼女の「遺語」とされているものである。

作をせよとの仰^{おほせ}ごと必ず有^{ある}べし、左も有らば彼のトシベツの川すじは地面も宜敷^{よろし}ければ昔し山稼^{やまかせぎ}の和人^い14等が入りて畑を墾^{たがや}せしを、*松前よりさし留^{とめ}になりし処も処々に有^{しよしよ}まゝ必ず其場所^{その}を申^{まうしあげ}上よ、其地は何処何処ぞといと懇^{その}に申^{ドコ}30ウ^{ねんごろ}諭^{まうし}し、又此場所^{この}15には煙草が出来ざるといへる事を申^{まうし}ふらし16有けるが、其は全く嘘談にして場所にて煙草を作り候はゞ自然土人迄^{まで}も作り覚え候間、右様言^{あひだ}ふらし有^{いひ}也^{ある}。

夷人^{アイノ}といへるものは煙草が極好^{ごくすき}なる故是を作る時は夷人等を困らす事なりがたし。
*和人地^{シヤモ}にて一把^{いちば}17三十二文位の煙草を此会所^{この}18にては我々え売るに一ヶ月の給代一把半位ならでわたさずして我等を遣ふ也。それ故の事にして五十年斗^{ばかり}も昔し19トシベツにては我々も又出稼人^{のみ}20等も皆煙草を作りて吞、近年アフラ^{のみ}21といへる処の出稼乙部^{おとべ}22の爺^{ぢぢ}といへるものも又作りしが*運上屋より差留^{さしとめ}られたり。左候間、其等のことをも何卒^{なにとぞ}23人に申^{まうしつた}伝えたし。又此度通行の殿達^{このたび}24え何卒して当所出稼^{この}31オ^{のみ}には作ることを禁じ有るが、是をも免^ゆるし給ふ様に、若此事免^{もしこの}るされなば如何斗^ゆか出稼の者また土人等も助^{たすか}るべきやしれず。何も麻を作る事はならぬと申^{まうす}事蝦夷地一円の事にては有^{ある}まじ。東地は何処^{いづこ}にても土人等皆麻を作り候よし也。左候間是非是の御免^{なり}に成候様にひそかに願え、また此比^{このごろ}より当春内は江戸より場所々々え下り給ふ

13 「おまえ達にも」の意。

14 林業で働く出稼ぎの和人。

15 「此場所」からまた母のことばが続く。

16 底本は「申しふら」。三雲第二種本にに従う。

17 底本は「抱」（かかへ）。誤字と見てなおす。

18 大一次幕領時代に東蝦夷地の*運上屋は会所と改称。西蝦夷地は従来のまま運上屋と称した。幕末時代には、両語が混合して使われたようである。

19 文化五年から文政四年までの第一次幕府直轄時代を指す。用語集「公料」参照。

20 北海道の和人地、あるいは本土の東北地方出身の和人労働者。夏期間に漁業や林業で働いて、冬には故郷に帰る人たち。

21 アブラか。セタナイの運上屋より北の村。後に虻羅と書く。

22 南の和人地（西海岸）にあった村落。現・乙部町。

23 底本は「其等のことをも何卒それ等のことをも」と誤記。

24 安政三年には前年より蝦夷地全体が再び幕領となったので、事務引き継ぎのため箱館奉行所の役人が蝦夷地を巡回した。

殿達多く通行なし玉ふそうなが²⁵、何卒その御通行の有る暇は其方等兩人は酒を止め
 て呉られよ、酒を呑時は必ず仕損じが出来候也。仕損じが出来候はゞ夷人と申もの
 は如^{かくのごとく}此あさましきものなりと諸役人に賤められ、是まで支配人や番人等よりして
 夷人と申ものは畜類同様酒さえ見れば何の差別も無と申立³¹ウ] 有りしことも
 いよいよ実と思はれ、当所一ヶ所の恥辱のみならず東西一統の夷人の恥辱となり、
 いよいよ夷人の威稜²⁶の衰えとなり、先祖え対して如何にも不孝なるべし。依て我
 等²⁷に好きな酒を其間留め呉ると²⁸頼候まゝ、自らも好きな煙草を其間止むべしと煙草入
 と煙管を家の前に立たるヌサシヤン²⁹え括り附てかたく其間は煙草を止めたりとかや。
 よつて此兄弟も厳に其通行中は酒を禁じたりとて我が土産に遺したる酒をも呑まで
 他に遣し、此一事委敷我に教示し、トシベツ川すじの畑地の荒し有る事、煙草の
 まゝ³⁰土地に逢ふ事³¹、麻の当所に禁じ有るは、会所にて漁道具に出稼の者または土
 人等が麻は是非入用なるが故に、其時に会所え買に行かば高く売ら³²オ] んが為
 に禁じ有ること等くわしく我に語り、是は全く我が此地の事を悪き様に訴ふるにあ
 らず、母の遺語やんごとなかりしかば、今公³²にしらせ、何卒トシベツの川すじえ
 も畑をこしらへ、追々と開け煙草、麻も御免になりさえ致さば如何斗か人の悦ぶ事
 やと兄弟二人にて³³審にしらし、此度開拓の御所置³³の隈なく行届かせ³⁴給えとい
 とも懇に申呉たるこそうれしけれ。 **32**ウ] [2023年1月7日記]

²⁵ 諸写本は原則としてルビなし。『世界』版も高倉版も「なか」。吉田版だけ「なが」。吉田に従う。

²⁶ おごそかなさま、人をおそれさせる勢いのあるさま。この語は『人物誌』ではほとんど「皇国」の関連のみで使われているので、この「夷人の威稜」という表現が注目に値する。

²⁷ 「我等」はここでは「おまえら」の意。

²⁸ 「呉ると」のあとに不明確な仮名がある。記念館第二種本に従う。ここまで母の言葉と見られる。なお、この酒をやめるようにと頼む母のことばは、『廻浦日記』（註1）には、同じ村の別なアイヌの母が息子に語ったとある。ここには松浦の創作の跡がみえる。

²⁹ ヌサシヤン。アイヌ語 nusasan. 垣根のような形の祭壇。家の近くにたてる。『蝦夷漫画』9オの絵、萱野茂の『アイヌ語辞典』352も参照。

³⁰ 間々。場合には。

³¹ 定本は「事」なし。『世界』版に従う。

³² アイヌ語の「ニシパ」(nispa) は男性にたいする尊称。

³³ 用語集「公料」参照。

³⁴ 底本は「行届か」、記念館第二種本に従う。